

留意事項

- (1) 貸出資料を善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 貸出し期間中に貸出資料の保管等のために要する費用は、全て借受人の負担とすること。
- (3) 貸出資料を貸出目的以外の用に供しないこと。データの場合は、目的終了後、これを消去すること。
- (4) 貸出資料を展示する場合は、原則としてケース内展示とし、柏市教育委員会所蔵の旨を明示すること。
- (5) 貸出資料を滅失し、又はき損したときは、これによって生じた損害を賠償すること。
- (6) 借用書に記載した事項を遵守すること。
- (7) 借受人において、貸し出し条件に違反する行為があるとき又は特別の事由が生じたときは、貸出期間中であっても貸出を取り消す場合があること及びこの場合において生じた損害については、教育委員会はその責を負わないものであること。
- (8) 文化課職員の指示に従うこと